

長崎市農業委員会 令和4年8月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年8月29日(月) 13:30 開会
14:30 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄
山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(2名)
永岡 亜也子 森山 安男
- 6 出席推進委員(22名)
池田 憲二 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝 川添 孝則
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫
濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 村田美津枝 森内 悟己
森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
今村 秀喜 三浦 孝路
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、推進委員の出席は、22名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山脇貞雄委員と赤瀬孝則委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。

まず初めに、第1号議案、「長崎市農業振興計画審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○係長 それでは第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。長崎市農業振興計画審議会は、長崎市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議を行う機関として、長崎市附属機関に関する条例に基づき設置され、現在15名の委員により構成されております。この審議会の現委員の任期が、令和4年10月31日をもって満了となることから、新たな委員の選任について、農業委員会から1名の委員を推薦するよう、令和4年8月3日付けで、長崎市長から依頼がっております。2ページを御覧ください、こちらが依頼文書になりますが、当該審議会では、令和3年度に長崎市が策定した、第二次長崎市農業振興計画・前期計画の推進・進行管理及び検証を行うこととなります。また、今回の依頼にあたりましては、女性登用への配慮についても併せてお願いがっております。資料下段に記載のとおり、委員の任期は令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間となっております。会議は年2回程度予定されております。6ページを御覧ください。現在の委員名簿を記載しております。長崎市農業委員会からは、〇〇委員に平成28年から3期6年間務めていただいているところです。なお、長崎市附属機関の設置等に関する基準により、委員の在任できる期間は、原則として3期又は6年

以内とされておりますので、今回は〇〇委員を除く委員を推薦する必要があります。これらのことを踏まえ、今回長崎市農業委員会から推薦する方について御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、御審議いただくにあたり、立候補者や推薦する委員がいらっしゃる場合は、先日開催した運営委員会において、〇〇地区の〇〇推進委員を推薦してはどうかという意見がっておりますので、その点も踏まえて御審議いただければと思います。なお、資料の3ページから5ページに、長崎市農業振興計画審議会規則を、7ページから10ページに第二次長崎市農業振興計画・前期計画のダイジェスト版を掲載しておりますので、御参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について説明がございましたが、立候補または推薦する方について御意見はございませんか

— 意見等なし —

○議長 意見がないようでしたら、事務局から話があったとおり、8月22日の運営委員会で女性の登用にも配慮するようにとの依頼も踏まえまして、協議した結果、〇〇推進委員を、推薦してはどうかという意見でまとまっております。これについて皆さん御意見、御異議はございませんか。

— 意見・異議等なし —

○議長 皆様にお諮りいたします。第1号議案について、〇〇推進委員を推薦することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。御承認いただきましたので、〇〇推進委員を推薦することといたします。〇〇推進委員におかれましては、長崎市農業振興計画審議会委員として頑張ってくださいよう、よろしくお願いいたします。また、〇〇委員におかれましては、長い間お疲れ様でした。

続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは第2号議案1番について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。本件は、高城台1丁目の〇〇さんが所有する以下宿町の農地2筆について、駐車場として利用する目的で申請がなされたものでございます。また、本件は、昭和47年から河川工事の残土処理場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地に

つきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。野々串漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。申請地は、昭和47年頃から、上流の河川改修工事の残土処理場として利用されるようになり、最近も河川改修工事や水道工事の現場事務所や駐車場として利用されるなど、永年農地として耕作されず荒地であったもので、今回普通車20台、大型車2台の駐車場として整備をする計画となっております。雨水排水につきましてはU字溝を設置し道路側溝に放流する計画で、汚水、生活排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 第2号議案1番の現地調査について御報告いたします。8月18日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は事務局の説明のとおり、47年頃から今と同じように駐車場みたいになっていまして、周囲に農地はなく、現状と変わらないことから特に問題ないと思われまます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書は、12ページを御覧ください。本件は船石町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆について、〇〇JVが九州新幹線西九州ルート建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設設置のための工事車両待避所用地の目的で一時転用の申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、利用計画図でございます。先月、御審議いただきまし

た水色部分の受水槽設置工事にかかる工事車両用の待避場所となります。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から御報告をお願いいたします。

〇委員 現地調査について御報告いたします。8月12日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は工事車両の待避所として一時転用を行うものですが、土砂が流出しないように表土上に土木シートと鉄板を設置します。また、雨水については、自然流下により前面の道路側溝に放流することから、今回の一次転用については特に問題がないものと思われまます。報告は以上でございます。

〇係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き12ページを御覧ください。本件は、三和町の〇〇さんが所有する草住町の農地1筆について、草住町の〇〇さんが、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。土井首小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。青色で囲んだ山林及び原野を併用し、普通車3台の駐車場として整備する計画となっております。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

〇委員 現地調査について御報告いたします。8月19日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本件は、駐車場用地として利用する計画ですが、土砂が流出しないように周囲はコンクリート擁壁を設置し、雨水は、自然流下により道路側溝に放流します。また、周囲は宅地化が進んでおり、農地への影響はなく、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないことを確認いたしました。報告は以上です。

〇係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は引き続き12ページを御覧ください。本件は、福岡市の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地3筆について、土井首町の〇〇さんが、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。平屋建てで住宅1棟を建設する計画となっております。雨水排水につきましては、側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報

告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本件は、住宅用地として利用する計画ですが、南側農地に影響を与えないよう、敷地の北側に建物を建設し、平屋建てとしています。また、雨水排水は道路側溝へ、汚水は公共下水道に放流することから、雨水排水の状況、境界等特に問題がないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は引き続き12ページを御覧ください。本件は、福岡市の〇〇さんが所有する手熊町の農地2筆について、畝刈町の〇〇さんが、駐車場及び資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。手熊浄水場の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。申請人は、個人で10月から産業廃棄物収集運搬業及び解体業を開始するにあたり、既に事業許可を取得しており、今回事業用駐車場及び資材置き場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、自然流下により水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇農業委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月19日に私と事務局とで現地確認を行いました。本件は、駐車場用地として利用する計画ですが、周囲は宅地化が進んでいるほか、現状のまま利用するため、周囲に影響はありません。また、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、第3号議案5番について御説明いたします。議案書は13ページを御覧ください。本件は、東町の〇〇さんが所有する田手原町の農地1筆について、田手原町の〇〇さんが、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。瓊浦高校グラウンドの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。足場等の資材置場として利用する計画で、土地の造成等を行わず、現状のまま砂利を敷いて利用する計画となっております。雨水排水につきましては自然流下により側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月19日に私と〇〇農業委員、事務局とで

現地確認を行いました。申請地は、資材置場として利用する計画ですが、造成等を行わず現状のまま利用し、表面に砂利を敷いて利用します。また、雨水については、自然流下により道路側溝に放流するなど、雨水排水の状況、境界等については、特に問題がないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案1番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第4号議案について御説明いたします。まず、1番から8番につきましては、長崎市地産地消振興公社が研修用の圃場として借り受ける案件となりますので、併せて御説明いたします。議案書は14ページから17ページにかけてになります。それでは、議案書の14ページを御覧ください。1番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、川原町の農地2筆2,549㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして2番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆1,222㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして、議案書15ページを御覧ください。3番は、為石町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆738㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして4番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆773㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして、議案書の16ページを御覧ください。5番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆770㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして6番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆1,299㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして、議案書の17ページを御覧ください。7番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆1,629㎡について、長崎市地産地消振興公社が3

年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。続きまして8番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆713㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 1番から8番までの現地調査について御報告いたします。8月10日に私と事務局とで現地確認を行いました。1番から8番は、利用権の再設定を行うもので、利用については研修用の圃場として利用しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、9番について御説明いたします。議案書は18ページを御覧ください。本件は、長与町の〇〇さんが所有する茂木町の農地2筆2,234㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,234㎡について、10年間の賃貸借により、新規就農者である三原2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,234㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが○番の写真、次が、○番の写真です。現地調査につきましては〇〇推進委員から11番の議案の説明後、10番と併せて御報告いたします。

続きまして、10番と11番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の18ページから19ページを御覧ください。10番は、飯香浦町の〇〇さんが所有する茂木町の農地1筆800㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆800㎡について、10年間の賃貸借により、飯香浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。11番は、飯香浦町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地2筆1,567㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,567㎡について、10年間の使用貸借により、子である飯香浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,267㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。10番の航空写真でございます。茂木中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。続きまして11番の航空写真でございます。日吉小中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが○番の写真、次が○番○の写真になります。現地調

査につきましては、9番と10番を〇〇推進委員から、11番を〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 9番と10番の現地調査について御報告いたします。8月18日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。9番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、びわの栽培を行っています。10番は、利用権の新規設定を行うもので、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴを栽培しております。現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、12番について御説明いたします。議案書は引き続き19ページを御覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆823㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆823㎡について、10年の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、14,865㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から12番から16番までを16番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、13番と14番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の20ページを御覧ください。13番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆708㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆708㎡について、10年間の賃貸借により、有限会社〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、14番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆709㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆709㎡について、10年間の賃貸借により、有限会社〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、12,448㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、16番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、15番と16番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の21ページを御覧ください。15番は、西北町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地4筆3,075㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆3,075㎡について、10年間の使用貸借により、新規就農者の西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、16番は、琴海尾戸町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆2,145㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,145㎡について、10年間の使用貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,220㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。パサージュ琴海ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 12番から16番までの現地調査について御報告いたします。8月17日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。12番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。13番、14番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。15番、16番は利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の22ページから48ページにかけて掲載しております。それでは、

議案書の47ページを御覧ください。47ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は新牧野町の1,163筆674,867.21㎡でございます。

調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。新牧野町全体の航空写真でございます。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が11枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が9枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年12月22日に〇〇推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番からの個別案件について御説明いたします。議案書の49ページを御覧ください。49ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が6件、合計筆数が8筆、合計面積が2,738㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

2番は、滋賀県近八幡市の〇〇さんが所有する多以良町の農地1筆で、面積は198㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

〇委員 現地調査について御報告いたします。8月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

〇係長 続きまして3番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地2筆で、面積は84㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が、〇〇番の写真です。現地調査につきましては、4番の議案説明後、併せて御報告します。

続きまして4番は、西彼杵郡長与町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆で、面積は764㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。エスポワールそとめの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇農業委員から報告をお願いします。

〇委員 3番と4番の現地調査について御報告いたします。8月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

〇係長 続きまして5番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地2筆で、面積は1,564㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ことのうみ園の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

します。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月17日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○係長 続きまして6番は、小江原1丁目の〇〇さんが所有する福田本町の農地1筆で、面積は80㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎カントリー倶楽部の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇農業委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月10日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして7番は、鳴見町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆で、面積は48㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査について御報告いたします。8月18日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第5号議案について議案の説明と現地調査の報告がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」、事務局から報告をお願いします。

○係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから6ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、12件の届出がありました。続きまして、資料の5ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、1件提出されました。続きまして、資料の6ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、2件提出されました。合計15件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、8月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は、当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「視察研修の日程及び候補地(案)について」事務局から説明をお願いします。

○係長 それでは、その他の事項の資料の1ページを御覧ください。今年度実施予定の視察研修につきまして、この資料は、各地区から出していただいた候補地について、取りまとめたものになります。まず、日程案ですが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況や、稲刈り等の時期等を考慮し、運営委員会においては、11月以降で来年1月、2月頃を軸に実施してはどうかという意見があがっております。次に、候補地案ですが各地区から候補地として提出していただいた一覧になります、具体的な候補地として、1ページから2ページに記載していますとおり、大分県国東半島方面・佐賀県・壱岐市・福岡県糸島方面・下五島・瀬戸内海方面が上がっております。本日、この資料等を踏まえ、日程及び候補地案につきまして、各委員さんから御意見等をいただきたいと思います。また、その意見を踏まえて、最終的には、運営委員会と事務局に一任させていただきたいと考えておりますので、御協議のほどよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

○委員 大体これあの、1泊と2泊によって、候補地がここに色々ありますけれども、1日で大丈夫とか、色々あるんじゃないでしょうかね。

○係長 すみません。説明が不足しておりました。今年度、令和4年度長崎市農業委員会として、1泊2日で予算を取っておりまして、今回は、先程会長からもありましたが、相手先等々の調整もあるかと思っておりますけれども、現時点では1泊2日で考えているところで

す。説明は以上です。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようですので、最終的な日程及び研修先については、運営委員会と事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員全員 了承

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 初めに、その他の事項2について、でございますが、資料の3ページを御覧ください。令和4年度の目標141部となっておりますが、先月の報告以降1件の中止の申し出がありましたので、123部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、その他の事項3について説明いたします。資料は、4ページ及び5ページになります。令和4年度上半期の活動記録集計表を記載しております。御確認いただき、日数について御自身が把握している日数と異なっている場合は、後程事務局に御連絡ください。なお、令和4年度の最適化交付金の算定については、4月から9月の実績が反映されることとなっております。これまでの活動の記載漏れや集計誤りがないか併せて確認をお願いします。もう一つ、9月分の記録簿については、今申し上げた通り、4月から9月までの実績を本年度の取組として整理しないといけない関係もありまして、9月の総会で提出できなかった分につきましては、後でまた事務局から個別に連絡はしますが、できるだけ早く提出していただきますようお願いいたします。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、令和4年9月、10月の行事予定についてお知らせいたします。資料は6ページを御覧ください。初めに、9月の行事予定です。9日金曜日に長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。15日木曜日、農業者年金加入推進特別研修会が諫早市で開催される予定となっておりますが、こちらWEBでも受講可能ということで、推進部長さんと女性委員の皆様には御連絡をさせていただいておりますので、出欠の連絡をお願いします。また、その他の委員の方で、受講されたいという方がいらっしゃいましたら、事務局へ御連絡ください。22日木曜日、10時から農業委員会運営委員会、27日火曜日、第82回長崎市都市計画審議会が開催される予定となっております。29日木曜日14時から農業委員会9月総会を開催する予定となっております。

次に、10月の予定ですが、7日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日金曜日が農業委員会運営委員会、28日金曜日、農業委員会10月総会を開催する予定としております。9月、10月の行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで8月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変御苦勞様でした。